

第 5 次大阪府障がい者計画策定検討部会での審議内容等について

計画のポイント

- 計画期間は令和 3 年度から令和 8 年度末までの 6 年間。
- 障害者権利条約、SDGs、2025 大阪・関西万博の理念等を踏まえるとともに、ともに生きる社会の実現へ向けた「地域を育む」視点を基本原則、基本理念等へ反映。
- 各生活場面においても「地域を育む」視点での補強を行うとともに、「地域を育む」ための取り組みを具体化。

※「地域を育む」とは

第 4 次障がい者計画(後期計画)策定時の審議において、障がい者の生活を支える地域の支援力等を向上させるための視点、取組みの必要性についての提言を受け、課題認識を整理。今回の検討部会において、具体化に向けた議論を行い理念等について整理。ともに生きる社会の実現に向け、多様な主体が協力し合い、連携し、包容力のある地域を生み出していくもの。

【審議経過等】

- ・平成 31 年 3 月に大阪府障がい者施策推進協議会(以下「推進協」)での承認を受け「第 5 次大阪府障がい者計画策定検討部会」(以下「計画部会」)を推進協に設置。
- ・令和元年 5 月から 11 月までの間、計画部会を 4 回開催し、第 5 次計画に係る意見具申(案)の骨子を整理。

【基本理念・基本原則・最重点施策】

- ・第 1 回から 3 回までの部会における委員意見を踏まえて整理した以下の事務局案について第 4 回部会で審議。

基本理念

「人が人間(ひと)として支え合い、ともに生きる自立支援社会づくり」

「すべての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」

- 地域での障がい者の孤立を防ぎ、支援を行き届かせ、誰一人取り残されない社会を目指す。
- 多様な主体が互いに理解し合い、尊重し合い、補い合うことで、包容力のある地域が生み出され、障がいの有無に関わらず、全ての人間(ひと)が支え合って暮らすインクルーシブな社会が実現する。

基本原則

「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」
「社会的障壁の除去・改善」
「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」
「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」
「多様な主体による協働」

「障がい者差別・虐待の禁止と尊厳の保持」
「合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実」
「多様な主体の協働による地域育成」
「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」
「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」

- 地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共通することの必要性を盛り込む。
- 地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために様々な役割を果たしていけるよう、市町村と大阪府がより連携して、大阪府全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことを原則化。

最重点施策

- ・入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進
- ・障がい者の就労支援の強化
- ・施策の谷間にあった分野への支援の充実

※基本的には第 4 次後期計画を継承

【地域を育む施策の推進について】

- ・計画部会での議論を踏まえ以下のように整理。
 - ①「地域を育む施策」における各主体の共通認識
(障がい者の命と尊厳の保持、障がい理解の促進と合理的配慮の追求、関係機関による強固なネットワーク)
➢計画の新たな理念として、基本理念や基本原則等に反映
 - ②「地域を育む施策」を実現するための環境づくり、各生活場면을補強するツール
(人材の確保と育成、ユニバーサルデザインの推進・先端技術の活用、大阪全体の支援体制強化)
➢各生活場面と連動させ、第 4 次後期計画での整理をさらに具体化

【各生活場面について】

- ・大阪府の障がい者計画の特徴である、障がい当事者目線での課題、施策の整理を継承し、「地域を育む」視点を踏まえた補強、再整理。
 - 生活場面:①地域やまちで暮らす、②学ぶ、③働く、④心や体、命を大切に、⑤楽しむ、⑥人間(ひと)としての尊厳を持って生きる

【今後のスケジュール】

- ・今年度中に残り 2 回の検討部会(令和 2 年 1 月 31 日、3 月末)において意見具申(案)をとりまとめ、推進協において意見具申の成案化を行う。
- ・令和 2 年度中に推進協で審議し、パブリックコメントを経て、第 5 次障がい者計画完成(令和 3 年 3 月)。

■第5次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等

第5次大阪府障がい者計画策定検討部会 審議日程、内容

時期	開催会議	議 題
令和元年 5月30日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次障がい者計画策定検討部会運営要領（案）について ○第5次大阪府障害者計画の策定の進め方・基本構成等について ○「地域を育む」施策の推進について
7月31日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を育む施策の推進方向に係る意見について ○第4次大阪府障害者計画（後期計画）における各生活場面について <ul style="list-style-type: none"> ・生活場面Ⅰ 地域やまちで暮らす ・生活場面Ⅵ 人間（ひと）としての尊厳を持って生きる
9月18日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次大阪府障害者計画（後期計画）における各生活場面について <ul style="list-style-type: none"> ・生活場面Ⅱ 学ぶ ・生活場面Ⅲ 働く ・生活場面Ⅳ 心や体、命を大切にする ・生活場面Ⅴ 楽しむ
11月27日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を育む施策の推進方向の整理と意見具申のとりまとめについて
令和2年 1月31日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ○意見具申（素案）について
3月 日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ○意見具申（案）まとめ

第5次大阪府障がい者計画策定検討部会 委員名簿

氏名	所属及び職名等
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
奥村 勲	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 理事
片山 宣博	社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 事務局長
叶井 泰幸	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授 (部会長)
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事
近藤 厚志	住道法律事務所 弁護士
塩見 洋介	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 事務局長
田垣 正晋	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
長尾 喜一郎	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 事務局長
成澤 佐知子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園 施設長
深澤 智	泉大津市 障がい福祉課長
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会 理事
福田 新吾	河南町 副理事兼高齢・障がい福祉課長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 議長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
松本 晃幸	大阪府中小企業家同友会 経営本部障害者部長
松本 信代	特定非営利法人 大阪難病連 理事長

第4次大阪府障がい者計画（後期計画）の概要

第4次障がい者計画とは（根拠：障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法）

【計画の位置づけ】

- 障がい者計画は、障害者基本法に定める都道府県障がい者計画（＝障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画）であり、大阪府の障がい者計画は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画と児童福祉法に基づく障がい児福祉計画（＝障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の確保等に関する計画）を含むものとして、一体的に記述。
- 第4次大阪府障がい者計画については、平成24年度に策定されて以降の社会状況の変化等を踏まえ、真の共生社会の実現に向けてより一層実効性のあるものとなるよう、その内容等を見直し第4次大阪府障がい者計画（後期計画）として改訂。障がい福祉計画については、平成29年度末で第4期計画が終期を迎えるため第5期計画を策定するとともに、障がい児福祉計画についても新たに策定し、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）にその内容を反映。※障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に即してすべての市町村が策定しており、これらと整合性を確保。

【計画期間と基本理念】

- 上記3計画の計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間。
- 本計画は、第4次大阪府障がい者計画の基本的な視点を継承し、「**人が人間(ひと)として支えあひともに生きる自立支援社会づくり**」を基本理念とする。

障がい当事者の視点から施策を検討し、生活場面ごとに取組み内容を掲載

第4次計画の基本的な方向性

基本法改正等を踏まえた「5つの基本原則」

- △権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- △社会的障壁の除去・改善
- △障がい者差別の禁止・合理的配慮の追求
- △真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- △多様な主体による協働

現状を踏まえた「3つの最重点施策」

□入所施設や病院からの地域移行の推進

- 【平成32年度における目標】(抜粋)
- ・施設からの地域移行：10.9%(H28末時点の入所者数と比較)
 - ・入所者数の減少：2.4%(H28末時点の入所者数と比較)
 - ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
 - ・1年以上長期入院患者数：8,823人(H28.6末時点から1,000人減)
 - ・精神科病院の退院率(入院後1年時点)：90%
 - ・地域生活支援拠点等の整備 等

□就労支援の強化

- 【平成32年度における目標】(抜粋)
- ・福祉施設からの一般就労：1,700人
 - ・就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ
 - ・就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後職場定着率：80% 等

□施策の谷間にあった分野への支援の充実

- 【そのほか、更に推進する分野】
- ・発達障がい者 ・高次脳機能障がい者
 - ・障がい児 ・盲ろう者 ・難病・慢性疾患患者
 - ・医療的ケア児、医療依存度の高い重症心身障がい児者 等

生活場面ごとの取組み

生活場面1「地域やまちで暮らす」

＜めざすべき姿＞

障がい者が地域で快適に暮らし活動している

- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行
- グループホームなどの住まいや必要な福祉サービスの確保
- 相談支援体制の強化、自立支援協議会の充実などによる地域ネットワークの構築・強化
- 福祉サービスを担う人材の確保
- バリアフリー化の更なる推進 等

生活場面4「心や体、命を大切に」

＜めざすべき姿＞

障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けられることができる

- 医療サービスの充実
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実
- 地域リハビリテーションの向上
- 高次脳機能障がい者に対する市町村の取組みへの働きかけ
- こころの健康に関する相談の充実 等

生活場面2「学ぶ」

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

- 児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の実施を図る市町村への支援
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上
- 発達障がいのある幼児児童に対する支援
- 通常学級・支援学級で教育を受けられるよう支援の充実
- 医療的ケアへの支援 等

生活場面5「楽しむ」

＜めざすべき姿＞

障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している

- 余暇活動の充実と活動内容の拡大
- ボランティア活動の活性化
- 障がい者スポーツの裾野拡大、競技力の向上、人材養成、普及啓発
- 文化芸術活動への支援 等

生活場面3「働く」

＜めざすべき姿＞

障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

- 障がい者雇用の拡大、企業等への啓発
- チャレンジ雇用、行政の福祉化の取組み
- 障害者就業・生活支援センターを核とした地域の就労支援ネットワークの構築・強化
- 就労移行支援・就労継続支援の機能強化
- 経営改善や共同受注等による工賃の向上
- 多様な障がい者の働く場の拡大
- 就労定着に向けた取組の充実 等

生活場面6「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

＜めざすべき姿＞

社会のだれもが障がい者への合理的配慮を實踐し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している

- 障がい者や障がいにに対する理解の推進
- 差別の禁止と合理的配慮の普及・啓発
- 虐待防止、権利擁護の充実
- 防災・防犯の推進
- 情報・コミュニケーションの確保 等

地域を育む施策の推進

- 障がい者の命に係わる痛ましい事件・事故・自然災害の発生や、「親なき後」「8050問題」などの深刻化を踏まえ、「**地域共生社会**」の土台となる地域を育む施策を社会全体で推進。
 - 障がい者虐待の防止や差別の禁止
 - 関係機関による強固なネットワークの構築
 - ユニバーサルデザインの推進
 - 人材の確保と育成
 - 大阪府全体の底上げ